

これまでの議論の整理（案）

第 1 部 今後の地域における社会教育の在り方

第 1 章 地域における社会教育の方向性

～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

1. 社会教育の意義と役割の再確認

◆ 社会教育は、住民の自主性・自発性を前提とした、主体的な学びを基本とするもの。住民が学習のプロセスを通じて住民のつながりや相互承認の関係を構築することにより、住民の地域づくりへの意欲を育み、地域コミュニティの基盤を形成。

- 社会教育法において、「社会教育」は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と規定されている。また、同法第 3 条において、国及び地方公共団体は、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないとしており、社会教育は、住民の自主性・自発性を前提とした、主体的な学びを基本とするものである。
- 住民の主体的な学びは、健康な暮らし、安全な暮らし、子育て、趣味・教養の充実、職業的・社会的課題への対応、生きがいづくりなど、個人の問題意識や関心に基づいて行われるものであり、その学びの過程を通じて個人の成長や自己実現をもたらすものである（人づくり）。住民が主体的に学びの場に参加することは、個人の生涯にわたる幸せにつながるだけでなく、前向きな地域の活力を生むものである。
- また、人々がつながり、日々新たな経験を重ねる機会があることも、それ自体前向きな地域の活力を生むものである。社会教育における学びの場では、住民が学びを通じたつながりの輪の中で、同様の悩みや類似の関心を持つ者同士の助け合いや、異なる意見を持つ他者との対話や議論が生まれ、これにより、つながり意識や相互承認による自己肯定感を醸成し、住民同士の絆を強め、考えの幅を広げ成長する機会を得るなどの役割を果たすものである（つながりづくり）。
- このような住民のつながりや相互承認の関係は、生き生きとした地域コミュニティを形成し、地域における様々な課題の解決に向けた活動に取り組む上での基盤を形成するものである。学びによる相互承認や、自らが地域に位置づいているという肯定感を得ることにより、地域に対する愛着と誇り、帰属意識が育まれ、自ら地域をよ

り良くする活動へ参画したいという意識の醸成にもつながるためである。「人づくり」や「つながりづくり」は、人口減少や高齢化など地域が直面する様々な困難な状況の中で、住民が主体的に課題を発見し共有し解決していく（「地域づくり」）の基盤となるものとする。

- このように、社会教育は、個人と地域社会の双方の成長に重要な意義と役割を持つものであり、それを結ぶのが「学び」の場での住民相互の「つながり」であり、その中で、個人の自立と成長、主体的な参画による地域の課題解決が進展することが期待される。住民が自主的に、地域社会の中で学び、活動することのできる環境を整備することにより、人々の暮らしと地域社会を更に豊かなものとする事ができるものとする。

2. 社会教育における地域課題への取組

- ◆ 社会の変化の中、住民参画による地域課題解決の必要性が指摘。地域課題解決に取り組む際には、人々が自ら課題に取り組みたいという主体性を育むことが重要。人々が自己の成長や自己実現のために主体的に他者と学ぶことや活動することは、他者とのつながりや承認を得ながら、地域づくりに寄与する活動につながる。
- ◆ 『社会教育』を基盤とした、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を今後の基本的な方向性として、地域の持続的な維持発展に寄与。

- 戦後の社会教育は、地域の公民館整備が進められ、公民館を中心に進められてきたが、公民館は地域住民の学習や住民同士の交流の場であるとともに、日常生活に密着した課題の解決機能も果たしており、社会教育の場であるとともに住民自治の場として位置付けられていた。
- その後、産業構造の変化や人口移動等の影響により、地域のつながりは希薄化し、行政サービスの充実により住民自治は弱まった。また、様々な主体が学習機会を提供し人々は地域以外でも知識を得ることができるようになり、さらに物質的な豊かさにより個人の生き方は多様化し、孤立化が進んだ。その結果、人々は地域においてつながりや相互承認関係をつくる機会を得ることが減っていった。
- しかしながら、昨今の社会情勢の急激な変化を踏まえ、人と人とのつながりの希薄化や、高齢者や若者の社会的孤立という課題が生じており、再び地域におけるつながりが必要とされ、そのつながりを基盤とした地域づくりが求められている。また、人生100年時代においては、人々は、職域内でのつながり以外に、地域内での居場所が

必要となり、地域における社会教育を通じたつながりづくりが有効になっていると考えられる。

- また、少子化による人口減少や、高齢化が急速な勢いで進展するなど、社会の急速な変化の中で、地域経済の縮小や商店街の衰退、医療・介護の受給逼迫、一人親の世帯の増加等を背景とした貧困問題、地域の伝統行事等の担い手の減少、財政の悪化など、地域社会は財政の悪化、様々な課題に直面し、こうした課題の解決を図ることが急務である。
- 多様で複雑化した課題を解決しつつ、地域づくりを進めるためには、行政＝サービスの提供者、住民＝サービスの享受者という二分論の役割分担によるのではなく、住民自らが担い手として主体的に関わっていくことがこれまで以上に求められている¹。
- この点、社会教育の強みが発揮される場所であり、仲間と共に学ぶことで、相互承認の関係が構築され、地域に対する愛着と誇りが育まれるほか、住民同士の対話や議論の中で地域の将来像の構想や共有が行われることが考えられる。また、活動の中で学びの成果の活用場を得たり、自己の考えが地域の中で活用されることなどにより、さらに積極的に地域の活動に参画したいという意識の醸成につながると考えられる。このように、地域における課題の解決には、住民のつながりの中で、自ら取り組もうとする人々の主体性が基盤となることが重要である。
- 地域住民が地域コミュニティの中で将来像や在り方を共有し、その実現のために主体的に解決すべき地域課題とその対応について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「学び」は、社会教育の概念に包含されるものである。社会教育を基盤として地域課題の解決に取り組むことにより、まちづくり、健康、福祉、防災等の多様な地域課題に対し、住民が相互承認関係の中で、幸せに暮らせるより良い地域を目指して主体的に取り組む、持続可能な地域づくりにつながることが期待される。
- 地方公共団体の中には、公民館が中心となって、地域として取り組む活動を明確に定めた独自のまちづくり計画を策定し、地域住民の間で共有を図るとともに、住民が主体となって計画の実現に向けて取り組んでいる例がある²。ここでは、老人会や婦人会、青年グループ等の各団体を、公民館がコーディネートして結びつけており、公民

¹ 例えば、過疎化・高齢化に直面しながらも、自治会が様々な活動で自主財源を確保し、独自に福祉活動や青少年育成に取り組むなど、行政に極力頼らない独自の集落作りを進めている地域もある（鹿児島県鹿屋市串良町柳谷（通称「やねだん」）の取組）

² 福井県鯖江市立北中山公民館の取組

館と各団体、さらに地域のまちづくり委員会とが一体となった、地域と密着した公民館活動によって、地域の活性化を実現している。

- また、社会教育を基盤としてつくられた地域のつながりは、たとえば大規模災害への対応においても効果を発揮するものと考えられる。地域防災の観点から、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要と指摘されており³、学びによる災害への備えや災害時における助け合い、復興期における地域コミュニティの再生において、社会教育の機能は重要な役割を果たすと考えられる。
- その際、一部の意欲の高い住民だけではなく、全ての住民が地域社会の構成員として学びや地域づくりに参加できるよう社会的包摂の視点が重要である。学びや活動に参加することの少ないしていない層についても、関心を持ちやすい内容の学びを通じて地域のつながりをつくり、地域づくりの主役の一人とすることで自己肯定感を感じる事が重要である。全ての住民が孤立することなく参加できる社会のために、他者とのつながりや個人の生活の充実による幸福感をえることが、地域社会の活性化にもつながると考えられる。
- 以上の検討を踏まえると、今後の社会教育においては、「学び」による個人の成長と人々のつながりづくりを基盤とし、人々が主体的に地域課題の解決に取り組むことにより、持続可能な地域づくりにつながると考えられる。活力ある魅力的な地域が形成されることは、住民に幸福感をもたらす、さらなる学びや活動の参画につながる事が期待される。これらを踏まえ、今後は、地域において、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくりの好循環を目指すことが重要である。

第2章 「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた主要な視点と具体的な方策

- これからの社会においては、地域の運営の在り方を行政に任せるのではなく、住民自身が主体的に参画し、知恵を出し合い責任を分かち合いながら進めるものに進化させることが求められる。
- このため、戦後の公民館設置の精神に立ち返り、社会教育による学びと交流を基盤として地域課題の解決に取り組んでいくことが再び求められている。ただし、現状では、地域の課題の内容は多様化・複雑化し、また参画する主体も多様化していること

³ 中央防災会議「防災基本計画」(平成30年6月)

が異なる点であり、今後は、住民の主体的な参画を基本とするという社会教育の原則的な視点に加えて、従来の地縁団体のみならず、NPOや大学、企業など多様な主体と連携協働して地域づくりを行っていく視点が必要である。

1. 学びの場への地域住民の主体的な参画

- ◆ 多くの住民が主体的に地域づくりへの活動に参加できるよう、きっかけづくりが必要である。その際、専門的知識やノウハウを有する社会教育主事等の専門的職員が支援することが重要である。
- ◆ 参加のきっかけづくりとして、住民が参加したいと思えるような楽しい仕掛けづくりや、参加者が興味を持ちやすい、防災、安全、健康、子供の居場所作りなどをテーマとすること等が考えられる。
- ◆ 地域住民の主体的な参画を得て行われる地域づくりのための学びは、課題の発見から解決に至る一連の取組について、十分に可視化され、参加者が共通理解をもって活動に取り組む必要がある。
- ◆ 今後の社会教育においては、年齢・性別・障害の有無等に関わりなく、全ての住民が分け隔てなく活動に参画できるよう、社会的包摂の観点に一層留意する必要がある。

○ 社会教育においては、健康、安全、子育て、趣味や教養など、個人の生涯にわたる幸せにつながる学習機会を積極的に設け、各人の興味関心に応じた多様な学習活動が展開されていくことが望ましい。このことは、地域住民の生活を充実させることとなり、ひいては、活力ある地域づくりの上でも重要である。

○ また、地域を取り巻く環境が急速に変化し、住民の生活に影響を及ぼす可能性が生じていることも踏まえると、社会教育において、その特色である組織的な学びを通して構築される地域住民のつながりの輪の中で、各人の自主性・自発性を担保しつつ、地域課題に関する様々な考えや意見を交流する機会を設けることも重要である。

○ これからの社会においては、地域の運営を行政に任せるのではなく、様々な団体や住民自身が主体的に参画し、知恵を出し合い責任を分かち合いながら進めるものに進化させることが求められているとの指摘があるが、地域運営を進化させていく契機の一つは、上記のような社会教育における住民の主体的な活動の中に見出されると考えられる。

○ 世論調査によると、この1年間くらいに「学習したことがない」と答えた者41.3%のうち、その理由として「きっかけがつかめない」ことを挙げた者の割合が全体の

15.8%に上っている⁴。

○ 以上の基本的な考え方に基つけば、今後の社会教育の展開に当たっては、多くの住民が地域づくりを含む多様な活動に主体的に参加できるよう、きっかけづくりが必要である。このようなきっかけづくりを通じて、学びの場への住民の主体的な参画の障害となっている要因の解消を図ることが重要である。なお、その際、専門的知識やノウハウを有する社会教育主事等の専門的職員が、多様なニーズに応じた学習機会の提供や、住民の参加を支援することが重要である（3. 参照）。

○ 住民の主体的な参画のためのきっかけづくりとしては、以下のような例が考えられる。

- 楽しさをベースとした学びや活動を組織。また、活動の様子を継続的に発信することで、さらなる参加者を呼びこむ工夫を行う。
- 身近で取組みやすいテーマを選択。例えば防災、健康づくり、学校との連携等。
- 住民が前向きに取り組むことができるよう、「地域の魅力化」や「より良い地域づくり」等を目標としたテーマを設定。
- 学習者の要望を踏まえ、自分ごととしての参加意識を高めるため、例えば企画段階からの住民の参加を募る。また特に子供や若者等の声を反映できるような機会を設定。

○ また、住民の主体的な参画の観点からは、活動のきっかけづくりを行うとともに、実際の活動に際しても、例えば地域づくりにおいては、住民参加型によって地域コミュニティの将来像の構想・共有を行うなど、課題の発見から解決に至る一連の取組について、参加者間に共有されるとともに、参加者が常に自らが行っている活動に対する共通理解をもって活動に取り組むことが必要である。

○ 具体的には、課題の発見・共有・解決の三つのフェーズを意識し、参加者が協働して目標達成に向け取組み、解決を目指すとともに、その振り返りを次に生かす計画・実践・評価・改善のサイクル（PDCA サイクル）を確立することが重要である。

○ また、住民の主体的な参画を進めていく際に、特に以下の点に留意が求められる。

（1）社会的包摂

○ 今後の社会教育においては、年齢・性別・障害の有無・国籍・所得等に関わりなく、

⁴ 内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成30年6月）

全ての住民が分け隔てなくその活動に参画し、地域社会の構成員として社会参加できるよう、社会的包摂の観点に一層留意する必要がある。

- 引きこもり、ニートなどの若者支援や、一人暮らしの高齢者、外国人等孤立しがちな人々の社会参画などについては、社会教育の観点からの関与や取組が十分であるかどうか改めて見直すとともに、首長部局との連携を一層強化することが必要である。
- 特に、高齢者が健康で自立した生活を営む上で、社会教育は活躍の場となり得ることから、高齢者の参加の促進が必要である。

(2) 若者の参画

- 若者が社会教育活動を通じて地域の課題やその解決方法を他の住民とともに実践的に学ぶことで、地域の歴史などについて理解を深め、地域への愛着や誇りが育まれることが期待できるとともに、幅広い年齢層の視点から地域を見つめ直すことになるため、地域づくりや地域活性化に、より一層地域全体の住民の意思を反映していくことが可能になる考えられる。このため、若者たちの参加を引き出す工夫が必要である。
- 若者の参画を促していくためには、若者の声やニーズを聞き取った上で、そういった発言が若者自身の行動で実際に具現化、実装化し、彼ら自身を取り巻く環境の変化につながっていくなど、自己有用感を感じられることが重要である。また、若年期に自分自身で課題を設定し取り組むなどの自己学習の習慣を身につけておけば、後々の社会生活においてもその習慣は消えず、本人の大きな財産となるとの指摘もある。

【具体的な方策】

- ▶ 地域住民の主体的な参画のためのきっかけづくりについて、各地における具体的な取組を収集・分析し、広く共有する。
- ▶ 社会教育担当部署が核となり、地域の多様な主体との連携・協働により、社会的に孤立しがちな人々の学びを通じた地域社会への参画を促進する社会教育実践活動を行うとともに、その効果について客観的な分析を行う実証研究の実施
- ▶ 将来像の実現のための構想から評価に至るモデル例・留意点等を示したガイドラインの作成と周知を行う。具体的には、調査研究事業等により、各地域の成功事例の収集・分析による、課題ごとの PDCA サイクルのモデル化・パターン化を行い、目標設定から実施、評価に至るモデルケースや留意点等を示したものを作成する。

2. 多様な主体との連携・協働

- ◆ 多様かつ複合的な地域課題により効果的に対応するため、首長部局との連携を強化するほか、NPO、大学、企業等の様々な主体を結び付け、連携していくことが有効である。
- ◆ 地域づくりに熱意をもって取り組んできた様々な分野の人材の力を引き出し、社会教育の新たな担い手の参画を推進していくことが必要である。

(1) 首長部局、社会教育関係団体、企業、NPO との連携・協働

- 多様かつ複合的な地域課題により効果的に対応するため、社会教育行政担当部局と首長部局との連携を強化するほか、多様な主体との連携が求められる。

- 特に、社会教育を所管する教育委員会と、各分野を所管する首長部局とが、地域課題の解決に向けて連携して取り組んでいくことが必要である。こういった連携を効果的に図るためには、総合教育会議の活用が重要である。同会議のより積極的な活用を通じ、分野を越えた連携による効果的な施策の実現や、あらゆる分野における住民の主体的な参加の促進につなげていくことが期待される。

- 例えば、社会教育以外の分野で、地域づくりに専門的なノウハウを有する NPO 等がいわゆる中間支援組織として、地域課題解決のための体制の支援等を行っている事例があり、社会教育の観点からも、住民の様々な学びを組織化し、地域課題解決に結びつける一つの方法として、こうした中間支援組織との連携を深めることも考えられる。

- 社会教育主事等が積極的に地域の人材を結びつけることにより、例えば、社会教育に関わりはなかったものの、地域づくりに熱意をもって取り組んできた様々な分野の人材を社会教育の新たな担い手として積極的に巻き込み、協働しながら取組を進めていくことが可能となると考えられる。

- 新たな担い手の参画により、これまでになかった新たなアイデアが生まれ、新しい価値の創造につながることが期待される。

(2) 学校等との連携・協働

① 小学校、中学校、高等学校等との連携

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」という理念の実現に向け、「地域とともにある学校」とともに、「学校を核とする地域」づくりを進めていくことが重要である。

- 学校教育と社会教育の連携を推進するため、「学校運営協議会」の設置、地域学校協働活動を組織的に推進するための「地域学校協働本部」の整備や「地域学校協働活

動推進員」の委嘱の促進等を進めるほか、地域コミュニティの拠点を担ってきた社会教育施設を、「総合的な学習の時間」等で活用し、子供たちに学校教育の一環として地域づくりに参画してもらうことも考えられる。

- また、生徒が地域の資源を学び、見直し、その成果を活用するとともに地域の支援も受けて、ソーシャルビジネスの展開により地域の課題を解決していく取組（SBP (Social Business Project)）も、全国の高等学校で広がってきている。

②大学等との連携

- 大学、短期大学、専修学校（専門課程）等の高等教育機関は、教育・研究等をミッションとする地域の知的創造活動の拠点であり、地域の課題が複雑化・高度化する中において、様々な学習機会の提供や、地域活性化や地域づくりを担う地域人材の育成の取組が一層求められている。
- 大学については、「地域」を冠した学部を擁する大学が近年増加傾向にあるなど、大学が地域づくりへの関わりを強めている状況があることから、今後、多様化・高度化する地域の課題に対応していくためには、豊富な知的資源を有するこれらの大学等の高等教育機関と社会教育との連携・協働を推進することが重要である。

【具体的な方策】

- 首長部局が策定する総合計画等や、教育振興基本計画に、連携・協働体制の構築を含む社会教育の推進について明記する。
- 行政に加え、地域づくりに関係するNPOや企業等の社会教育行政の連携先となり得る関係者が一堂に会する協議会等への参画を図る。
- 社会教育におけるNPOや企業等の多様な主体との連携・協働に関する先進事例の収集・分析、情報発信を進める。
- 社会教育の専門的人材に求められるコーディネート能力やファシリテーション能力は、教師にも必要となる能力であると考えられることを踏まえ、教師の社会教育主事講習の積極的な受講や、社会教育士の取得を推奨する。また、教員養成課程の学生に対しても、社会教育主事養成課程における科目の履修を推奨する。

3. 社会教育主事、社会教育士等の専門的人材の活用

- ◆ 今後の社会教育において、住民の中に入り込み、様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、「学び」や「実践」の場を設定することにより地域づくりを「学び」に練り上げ、実践につなげていく人材、すなわちいわば「学びの

オーガナイザー」とも言うべき人材が必要である。

- ◆ このため、社会教育主事や社会教育士等の人材確保・育成や、地域の社会教育が抱える課題等の共通の問題について協働して解決・改善に当たることのできるようなネットワーク強化を、計画的に推進することが必要である。

(1) 社会教育主事の在り方

- 社会教育主事には、今後、地域づくりの推進を図っていく上で、「学びのオーガナイザー」としての役割を担っていくことが求められ、今後は社会教育行政のみならず、地方公共団体における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、極めて重要な役割を担うこととなる。
- 社会教育主事が果たす役割の増大等の一方で、社会教育主事数は、派遣社会教育主事への国庫補助制度の廃止や、地方公共団体の厳しい財政状況への直面を背景に、約20年で3分の1以下に減少し、社会教育主事をおいていない市町村も増加傾向にある。地方公共団体においては、社会教育主事が社会教育法に規定する必置の職員であることも踏まえ、確実に社会教育主事を配置することが必要である。
- また、厳しい行財政状況の中、派遣社会教育主事制度を活用し、市町村への社会教育主事の配置を進めている県の事例や、社会教育主事の有資格者を活用している事例もあり、このような事例の周知を図っていく必要がある。
- さらに、地方公共団体において、社会教育主事を確実に確保することができるよう、講習修了者が登録する人材バンク等の機能を整備することにより、継続的に人材を確保することが考えられる。

(2) 社会教育士の在り方

- 社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程における学習成果が、広く社会における教育活動に生かされることを期待して、2020年度より、社会教育主事講習の修了証書を授与された者又は社会教育主事養成課程の修了者について、社会教育士と称することができることとされた。
- 社会教育士には、コーディネート能力、ファシリテーション能力等の涵養を含む新たな社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の学習成果を生かし、「学びのオーガナイザー」としての役割、すなわち多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくこと

が期待される。

- 社会教育士は、行政組織の様々な部署において、社会教育の専門的職員として横のつながりを強化し、複合的な地域課題等への効果的な対応に資することが期待されるものであり、社会教育士を、首長部局を含めた行政組織の中に明確に位置付けることが重要である。
- また、今後は、行政内部のみならず、NPO や企業等、多様な者が社会教育士として地域に点在することが期待され、社会教育士同士が連携することで、地域づくりに資する取組のノウハウや各々の社会教育士が提供可能なスキル、住民のニーズや地域が抱える課題等の情報の共有が図られ、人づくりや地域づくりの動きを面的に広げられる。

(3) その他

- 社会教育主事、学芸員、司書といった社会教育に関する専門的職員の連携が十分でないとの指摘もあることから、地方公共団体においては、域内の社会教育施設等に勤務する社会教育に関する専門職員の業種を超えたネットワークを構築し、地域の社会教育が抱える課題等の共通の問題について協働して解決・改善に当たる環境を整備する必要がある。
- また、地域の実情に応じ、社会教育に優れた識見や経験を有する者として教育委員会が委嘱する非常勤職である社会教育委員（社会教育法第 15 条）については、学習や活動に係る知見や、連携・協働体制を構築していく上での支援を一層得ていくことが望ましい。また、その第三者性に鑑み、社会教育行政の評価の実施等を委ねることも考えられる。

【具体的な方策】

- ▶ 社会教育主事の適切な配置のため、社会教育主事等の必要性・重要性の発信の強化、社会教育主事講習等の受講方法の多様化に向けた検討を行う。
 - ▶ 社会教育士について、その活動のイメージを具体的に描き、社会的な関心を一層高めていけるよう、職務や活躍の場の明確化等に係る検討を行う。
 - ▶ 社会教育の専門的人材がネットワークを作り、コーディネーターとしての役割を十分発揮できるよう、関係者※間の情報共有、連携・協働を図る場の設定等を行う。
- ※社会教育主事、社会教育主事有資格者、社会教育士のほか、社会教育推進員（仮称）（様々な地域活動に携わっている者であって、行政が委嘱する者）を含むことが想定。

第2部 今後の社会教育施設の在り方

第1章 今後の社会教育施設に求められる役割

- ◆ 今後の社会教育施設は、地域の学習と活動の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組の拠点としても位置付けられるべき。
- ◆ 例えば、公民館は、住民が主体的に地域課題を解決していくための学習と活動の拠点、地域コミュニティのセンター的役割などをより積極的に果たすべき。図書館は、他部局とも連携した個人のスキルアップや就業等の支援や、住民のニーズに対応できる情報拠点、地域住民の交流の拠点としての機能などを強化すべき。博物館は、「社会に開かれた教育課程」に向けた学校との連携や地域住民の学習と活動の支援の強化などのほか、観光等を通じた国際理解の増進や経済活性化の観点からも役割が期待される。

- 社会教育施設は、人が育ち、人がつながる拠点として、学習手法や学習領域等における豊富な蓄積と、貴重な教育財産を有し、地域における社会教育の拠点として機能してきた。
- 今後の社会教育施設は、地域の学習と活動の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組の拠点となる施設としても位置付けられるべき。社会の変化に応じた、住民による主体的な活動に社会教育施設がより積極的な役割を果たすための方策などについても検討を行うことが重要。

1. 公民館

- 地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる中、今後は、特に、住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割、地域学校協働活動の拠点としての役割などを強化することが求められる。また、中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割も期待される。
- これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた、学習と活動を結び付ける機能を有する新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。

2. 図書館

- 今後は、一人一人の人格を陶冶し、人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供

する役割を強化するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化や、商工労働部局や健康福祉部局等とも連携した個人のスキルアップや就業等の支援、地域課題の解決や地域の先駆的・主体的な取組の支援に資するレファレンス機能の充実など、地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割の強化が求められる。さらには、まちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能の強化等も期待される。

- 今後の図書館には、知識基盤社会における知識・情報の拠点として、公文書館等との連携による資料の充実を図るとともに、市民生活のあらゆる分野に係る関係機関との連携の下、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれる。

3. 博物館

- 今後は、博物館法に定める役割をより充実した形で果たすよう、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域の学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施や、教員の授業支援に繋がるような教材やプログラムの提供等を強化することや、地域住民はもとより、国内・国外の多くの人々が知的好奇心を満たしつつ広く交流することのできる場としての役割を強化することが期待される。
- 特に、近年の訪日外国人旅行者数の増加等により、博物館は新たに経済活性化に資する資源としての観点からも期待が高まっている。その際、単なる観光資源としてではなく、その本来の役割を基本に置きつつ、旅行者に日本や地域について理解を深めてもらい、親近感を醸成してもらう場や、旅行者と住民とが交流する場として、博物館の機能をより幅広く発揮するという視点が重要である。また、住民が自らの地域について学び、誇りを持つこと（シビックプライド）や市民のキャリア（生き方）支援などの観点からも博物館は重要な役割を果たすと考えられる。なお、各博物館の目的や性格に照らした場合、経済活性化に資する事業を展開することがなじまない地域博物館があることにも十分に留意する必要がある。

4. 青少年教育施設

- 今後は、次代を担う青少年の健全育成を総合的に推進し、さらには、青少年が社会の担い手となることを支援する拠点としての役割を担うことも期待される。例えば、これまでの取組に加え、様々な悩みを抱える若者を対象とした相談、引きこもりや非行少年の自立支援、地域における防災拠点等の役割を青少年教育施設が担うことも考えられる。

- 青少年教育施設において、上記のような取組を地域住民のニーズに沿った形で分野横断的に推進することにより、青少年が地域や社会に主体的に参画し、その将来を担っていく力を育てることが期待される。

5. 女性教育施設

- 少子高齢化や生産年齢人口の減少、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、労働市場や地域社会において、女性の一層の社会参画が期待されており、例えば、出産・育児等により離職した女性の就業支援や地域活動への参画を支援するための多様な学習機会の確保や情報提供等が求められている。
- 地域において女性の社会参画を支援し、将来の地域づくりへ貢献していく観点からも、今後、女性教育施設には、地域の多様な課題を踏まえながら教育委員会、首長部局（まちづくり部局、労働部局、福祉部局等）、学校、関係機関・施設等との連携・協働により総合的に取組を進めることが期待される。

第2章 今後の社会教育施設の所管の在り方

- ◆ 地方公共団体から提案のあった、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる仕組み（以下「特例」という。）を導入した場合、他の行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性や、施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性がある。
- ◆ 一方で、政治的中立性の確保、社会教育行政への住民の意向の反映、社会教育と学校教育の連携推進等の観点から、特例を導入する場合には、教育委員会の関与に係る一定の担保措置を講ずることを検討する必要がある。
- ◆ 以上を踏まえ、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきであるが、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

- 公民館、図書館、博物館等の公立社会教育施設には、一人一人の生涯にわたる学びを支援するという役割に加え、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点などとしての役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められるようになっている。また、施設の設置・運営についても、社会教育行政部局とまちづくり、福祉・健康、産業振興等の他の行政部局、教育機関、企業、NPO等の多様な主体との連携を強化することが欠かせない状況となっている。

- 総合的な教育行政推進の観点から、社会教育に関する事務については、今後も教育委員会が担当することを基本とすべきであるが、一方で、社会教育施設の役割に対する期待が高まる中、地方公共団体からは、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組みを導入すべきとの意見が提出されており、政府としての検討が求められている。
- 第1部でも確認したように、社会教育はその実施に当たって「学び」のプロセスが存在していることが大きな意義である。社会教育を基盤とした地域づくりの取組においては、直接的には地域の課題解決を目指すだけでなく、住民が「学び」のプロセスを経ることによって、住民自身の成長やつながりづくりにも資することが見込まれ、このことが地域コミュニティの基盤となることが期待される。このような地域を担う力を持った人づくりを進める上で社会教育の果たすべき役割は極めて大きく、今後、地方公共団体の長が地域の総合的判断として、社会教育施設を長が所管特例を導入する場合にも、社会教育行政とも密接に連携しつつ、その施策の中に学びを通じた人づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要と考えられる。

1. 特例を設けることについて

(1) 他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性

- 公立社会教育施設の所管に関する特例を設け、地域の実情に応じて、地方公共団体の判断により公立社会教育施設の所管を地方公共団体の長とすることができることとするにより、当該施設を活用して、当該施設における事業等と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現し、地方行政全体としてより大きな成果を上げる可能性がある。
- また、社会教育は、福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の地方公共団体の長が所管する行政分野とも大きな関わりを持つものである。公立社会教育施設を地方公共団体の長が所管することとなる場合、長の所管する他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等を公立社会教育施設においても新たに活用できるようになることで、当該施設の運営のみならず、社会教育行政全体の活性化にとってもプラスの効果が生まれる可能性がある。
- 地域によっては、まちづくりや地域の課題解決に熱意を持って取り組んでいる人材を社会教育施設の行う諸活動に必ずしも十分に生かし切れていない場合があるとの指摘もあり、社会教育の新たな担い手として、これまで社会教育と関わりがなかった、幅広い世代の多様な専門性を持つ人材等の参画も強く期待される場所である。長が

施設を所管することにより、そのような人材を育成・発掘することにもつながる可能性はある。

(2) 施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性

- また、施設の整備に関して、社会資本整備計画や地方版総合戦略等は首長部局が中心となって行っており、これらに関連する国の支援方策に関する情報等も一般的には首長部局に集約される。こうした計画等に社会教育施設の整備も位置付けることにより、施設のより戦略的な整備が推進される可能性がある。

2. 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

- 公立社会教育施設の所管を地方公共団体の長とすることができることとするについては、上記のような意義がある一方で、社会教育の適切な実施の確保の在り方について十分な検討が必要となる。
- 社会教育行政においては、政治的中立性を確保することは極めて重要である一方、社会教育は、随時かつ任意で参加できるものであり、事業内容に応じて自由に参加を判断するものであることなど、学校教育とは異なる側面も多い。
- これらのことを考え合わせれば、社会教育行政における政治的中立性の確保については、学校教育と完全に同一の措置を講ずる必要があるとまでは言えないものの、その確保のためには、例えば、教育委員会による関与など一定の担保措置を講ずる必要があると考えられる。したがって、社会教育に係る事業を展開する社会教育施設の所管を地方公共団体の長とする場合には、政治的中立性を確保するため、上述のような一定の担保措置を講ずることについて検討する必要がある。
- このことは、社会教育行政に広く住民の意向を反映させ、個人の要望や社会の要請に応えた取組を推進する上でも、社会教育施設としての専門性を確保するとともに、社会教育と学校教育との連携を推進する上でも重要と考えられる。
- さらに、本件特例が設けられる場合、それを活用することにより長が新たに所管することとなる公立社会教育施設についても、住民の主体的な参画により、学びと活動を通じたより良い課題解決と、その過程における人々の成長という社会教育の意義が実現されるよう運営されることが重要である。そのためには、これらの施設に対し、教育委員会が、教育に関する専門性を生かし、一定の関与を行うことが適切と考えられる。
- 地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することとなる場合の社会教育の適切

な実施の確保のための担保措置については、例えば、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することについての条例を定める際には、スポーツ、文化及び文化財保護に関する所管についての場合と同様に、教育委員会の意見を聴くことを義務付けることのほか、以下のような新たな仕組みを導入することが議論された。なお、具体的な在り方については、これらも含め、法制化のプロセスにおいてさらに詳細に検討する必要がある。

(分科会及びWGで議論された担保措置の例)

- 地方公共団体の長が公立社会教育施設の管理運営の基本的事項について規則を制定する際には、あらかじめ教育委員会の意見を聴くこととする。
- 教育委員会は、公立社会教育施設の設置・管理・運営について必要と認めるときには長に意見を述べるができることとする。その際、総合教育会議や社会教育委員の活用も考慮することとする。
- 公立社会教育施設の事業の実施内容については、社会教育に関し見識のある者から構成される会議を設置し、地方公共団体の長又は教育委員会に意見を述べることとする。

なお、当該会議を設ける場合の運用については、教育委員会が委嘱する社会教育委員の会議を活用し、その委員の委嘱に係る参酌基準において公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について見識を有する者についても明記することや、地方公共団体が社会教育施設の管理運営に関する委員会組織を設置し、その委員の委嘱に係る参酌基準において社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、博物館協議会の委員及び教育委員会が推薦する者について明記すること、会議は公開で行い、議事録を作成し公表することなどについても議論があった。また、このような会議の役割については、教育委員会自身が担うべきとの意見もあった。

- あわせて、当該公立社会教育施設について、運営状況の評価や情報発信を一層推進するとともに、各施設に設置された審議会や協議会等を積極的に活用することなども重要と考える。
- 上述のような担保措置を講ずることにより、政治的中立性の確保のみならず、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携に関しても、その確保が可能となるものと考えられる。

3. 公立社会教育施設の所管に関する考え方

- 以上の検討を踏まえ、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきであるが、公立社会教育施設の所管については、当該地方の実情等を踏まえ、当該地方にとってより効果的と判断される場合には、地方公共団体の判

断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができることとする特例を設けることについて、「2.」で述べたような社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置が講じられることを条件に、可とすべきと考える。

- その場合に地方公共団体の長が担当することとなる事務には、公立社会教育施設の設置とその運営に関する事務（例：規則の策定、各種事業の実施、職員の任命、審議会等の設置・委員の委嘱、運営状況の評価・情報提供等）が含まれることになるものと考えられる。
- 公立社会教育施設の所管に関する本件特例の導入により、地方公共団体の判断により首長部局に所管が移った場合であっても、それぞれの施設が、社会教育法、図書館法、博物館法等に基づく社会教育施設であることに変わりはなく、当然のことながら、各社会教育施設には、それぞれの法律に定める目的に即し、必要とされる専門的職員を配置する等各種の基準等を遵守して、社会教育の振興に努めることが求められる。
- 本件特例を導入する場合には、首長部局も社会教育行政の一翼を担うこととなることから、国においては、関係省庁間での連携を一層強化するとともに、公立社会教育施設を担当する首長部局とも十分な意思疎通を図りながら、連携関係を構築していくことが求められる。また、都道府県教育委員会においても、市町村の首長部局に対して、同様の対応が求められる。

4. 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

(1) 教育行政としての一体性・専門性の確保

- 公立社会教育施設における事務は、地方の社会教育行政の重要な柱となるものであり、地方公共団体の判断により地方公共団体の長がこれを所管することとなる場合においても、社会教育施設としての専門性を発揮することはもちろん、公立社会教育施設に関する事務以外の社会教育に関する事務との一体性を保ち、さらには、学校教育とも強固に連携しながら進めることが重要である。このため、公立社会教育施設の所管に関する特例を活用する場合においても、教育委員会には、総合教育会議等を積極的に活用しながら、首長部局やNPO等の多様な主体との連携・調整を行い、社会教育の振興の牽引役としての積極的な役割を果たしていくことが求められる。さらに、地方公共団体の長の策定する、当該地方公共団体の地域活性化プランや観光振興計画等においては、公立社会教育施設に関する事項はもとより、広く社会教育、学校教育との連携等についても留意した記載を行うなど、相互の連携に基づく総合的な行政が進められることが重要と考える。

- 公立社会教育施設の所管に関する特例を活用する場合において、都道府県教育委員会においては、専門的な知見を活かし、広域的観点から域内の社会教育行政の総合的な推進を図るとともに、都道府県域内全体を俯瞰した上での学校教育との調整役としての役割も担うことが期待される。また同様に、市町村教育委員会においては、域内の社会教育行政を推進するとともに、社会教育と学校教育との連携が一層重視されるようになっていることも踏まえ、社会教育主事も活用し、地域学校協働活動の推進や社会教育関係団体との連携等について積極的な役割を果たしていくことが求められる。
- 加えて、公立社会教育施設を首長部局で所管する場合にも、社会教育施設として求められる専門性を確保する観点から、首長部局において、教育委員会との連携の下、当該社会教育施設の中核を担う存在である司書や学芸員等の専門的職員に対する研修を充実することが求められる。こうした専門的職員の研修については、国や都道府県教育委員会も積極的な役割を果たすべきである。さらに、当該施設に関し、社会教育主事が専門的技術的な助言と指導を積極的に行うことなども重要と考えられる。
- 今後、地方公共団体において公立社会教育施設の所管に関する特例を活用しようとする場合には、その職員等として社会教育士を積極的に活用するなど、社会教育に専門的な知見のある人材の積極的な登用を推進すること、さらには、地域の課題解決に熱意を持って取り組む様々な分野の人材を巻き込み、こうした人材と協働しながら、地域を担う人づくりを進めていくことが望まれる。

(2) 地方自治法に定める事務委任・補助執行の活用の検討

- 各地方公共団体において公立社会教育施設の所管に関する特例の活用を検討するに当たっては、事務委任・補助執行のような既存の制度の活用についても併せて十分に検討の上、より適切な方法を選択することが望まれる。

第3章 多様な資金調達手法の活用等、民間の力を活用した社会教育施設の運営

- ◆ 持続可能な社会教育に向けて、多様な資金調達手法を活用することが重要。クラウドファンディングは、出資者の参加意識の醸成にも寄与する。
- ◆ クラウドファンディングについて、優良事例の収集・周知が必要。その際、成否の要因分析や業務の手順等に係る情報の収集・提供が重要である。

- 持続可能な社会教育システムの構築に向けて、民間の資金やノウハウを活用した社

会教育施設の運営・整備の促進を図っていくことも重要となる。

- 多様な資金調達手法の一つとして、クラウドファンディングは、参加者がその事業に注目するのみならず、参加意識を持って持続的に関わるきっかけとなる可能性があり有効な手法と考えられる。
- 多様な資金調達手法の活用については、各地方公共団体において検討を進めることが期待されるが、国においては、優良事例の収集を行いその展開を図ることが重要である。その際、成否の要因の分析や業務の手順、経理等に係る留意事項等についても情報を収集し、提供していくことも重要である。
- このほか、地方銀行が中心となって推進されている、利払い金の半額を社会貢献に使う「CSR社債」や、民間の資金提供者から調達する資金によって企業等が公的サービスを提供し、その成果に応じて行政が資金提供者に資金を償還するSIB(Social Impact Bond) について、社会教育の分野でも取り入れることについても指摘があり、資金調達手法の一つとして情報収集することが望ましい。